

公平委員会証拠調べに関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 8 月 2 7 日

東大阪市公平委員会委員長 辰田 昌弘

東大阪市公平委員会規則第 3 号

公平委員会証拠調べに関する規則の一部を改正する規則

公平委員会証拠調べに関する規則（平成 17 年東大阪市公平委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（証拠調べの申請手続） 第 4 条 当事者等が証拠調べの申請をしようとするときは、次の各号に定める証拠調申請書に必要事項を記載し、<u>当該証拠調申請書正副各 1 通</u>を委員会に提出しなければならない。 （１）～（５） （略） ２・３ （略）	（証拠調べの申請手続） 第 4 条 当事者等が証拠調べの申請をしようとするときは、次の各号に定める証拠調申請書に必要事項を記載し、<u>それぞれ 2 通</u>を委員会に提出しなければならない。 （１）～（５） （略） ２・３ （略）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。